

震災関係

仕事中や通勤中の被災には、労災から給付が

東日本大震災により、労働者が仕事中または通勤中に、地震や津波によって負傷または死亡した場合、労災保険の給付を受けられます。本人や家族で手続きをしていない人は、労働基準監督署などで手続きをしてください。詳しくは、下記に問い合わせてください。

会津労働基準監督署

☎ (26) 6494

福島労働局労働基準部労災補償課

☎ 024 (536) 4605

県弁護士会が被災者の支援活動を実施中です

県弁護士会では、東日本大震災や原発事故の被災者のため、無料相談などの支援活動に取り組んでいます。

1. 震災・原発事故無料電話相談

(相談は無料ですが、通話料はかかります)

●対象 今回の震災や原発事故で被災した人

●受付時間 平日の午後2時～午後4時

●電話番号 ☎ 024 (534) 1211

☎ 024 (925) 6511 ☎ (27) 2522

☎ 0246 (25) 0455

2. 震災・原発事故無料面談相談

(予約制)

●対象 今回の震災や原発事故で被災した人

●実施場所 福島、二本松、郡山、白河、会津若松、いわき、相馬

●予約方法 平日の午前10時～午後4時の間に、0120(700)791 (フリーダイヤル) に電話してください。相談場所、日時などは予約の際に問い合わせてください。

3. 原子力発電所事故被害者救済支援センター

●対象 原発事故で被災した人

●支援内容 原発事故の被害者救済を支援するため、弁護士を紹介します。センターが紹介した担当弁護士に、皆さんから連絡していただき、予約の上、担当弁護士の事務所で相談あるいは依頼をしてください(相談は3回まで無料です)。

●受付窓口 平日の午前10時～午後3時の間に、024(533)7770まで電話してください。

4. インターネットや携帯電話での情報提供

●ホームページアドレス

<http://business3.plala.or.jp/fba/>

●携帯ホームページアドレス

<http://business3.plala.or.jp/fba/k/>

震災でお困りの人に裁判手続きの方法を案内

県内の裁判所では、裁判手続きを考えている人のため、無料で案内をしています。

○震災で亡くなったり、行方不明になったりした人の財産に関すること

○震災で親が亡くなったり、行方不明になったりした子どもの後見(財産の管理)などに関すること

○判断能力がなくなってしまった人の後見に関すること

○手形や小切手などの有価証券の紛失に関すること

○借りたお金が返せない

このようなことについて相談を受け、解決するための裁判手続きの概要や申立方法(手続きに必要な費用や書類など)を説明します。

詳しくは、お近くの裁判所に連絡してください。

会津若松簡易裁判所

☎ (26) 5738

福島家庭裁判所 会津若松支部

☎ (26) 5831

郡山簡易裁判所

☎ 024 (932) 5697

福島家庭裁判所 郡山支部

☎ 024 (932) 5855

政府広報

震災や原発事故に関連した悪質商法に注意を

震災や原発事故に乗じた、悪質商法に注意してください。

○復興事業への投資をかたった社債や未公開株式の販売

○放射性物質の除去効果をうたう浄水器の販売

○行政からの全額補助をかたった太陽光発電システムの高額取り付け

○被災した屋根の修理や住宅設備の点検と称して、高額な修理点検代を請求する

○当面の生活費を借りるために、返済保証金を入金したが貸し出しが行われない

○ボランティアや宗教勧誘を名目に悪質商法をする

など、さまざまな手口があります。「怪しい」と思ったら、すぐに契約をせず、下記に相談してください。

●猪苗代警察署 ☎ (63) 0110

●警察総合相談電話 # 9110

※携帯電話でも利用できます

●消費者ホットライン

☎ 0570 (064) 370

※IP電話やPHSからは利用できません

保証協会が中小企業の資金繰りを支援します

被災した事業者の借入額を全額保証する制度を、来年の3月まで実施します。

○震災によって直接または間接的に被害を受けた中小企業者が、金融機関から事業の再建や経営の安定に必要な資金を借り入れるとき、信用保証協会が債務保証をします。

○災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて最大5億6千万円まで(そのうち1億6千万円までは無担保)、一般保証とは別枠で利用で

きます。詳しくは、信用保証協会に問い合わせてください。

●福島県信用保証協会

☎ 024 (526) 1530

催し

生誕100年を記念して「鈴木高木彫展」を開催

生前、本町で教員として過ごし、温もりにあふれた木彫りの彫刻を制作していた鈴木高さん。生誕100年を迎えた今年、本町で個展を開催します。皆さんお誘い合わせの上、ぜひお出かけください。

●開催日時 11月16、17(水、木)の両日 午前9時～午後5時

●開催場所 学びいな

●学びいな ☎ (72) 0180

女性の人権を守ります 一人で悩まずに相談を

11月14日から20日までの7日間は、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

夫やパートナーからの暴力、セクシャルハラスメントやストーカー行為など、女性の抱える人権問題について、電話相談を実施します。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、気軽に相談してください。※強化週間以外の日(土・日・祝日を除く)でも、午前8時30分～午後5時15分の間は相談に応じています。

●開催期間 11月14日(月)～20日(日)までの7日間

●開催時間

午前8時30分～午後7時まで

(ただし、19、20の両日(土・日)は、午前10時～午後5時)

●電話番号 ☎ 0570 (070) 810

(全国共通ナビダイヤル)

●福島地方方法務局人権擁護課

☎ 024 (534) 1994

家屋の異動があった場合は届け出を

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在、家屋を所有している人に課税されます。家屋の新築、増築、取り壊し、所有者変更などの異動があった場合は、届け出をしてください。

東日本大震災で著しい損害を受けた家屋のうち、取り壊しやそれに代わる家屋を新築、あるいは修理に伴う増築をした場合も必ず届け出をしてください。

※被災家屋の取り壊し、新築増築については、固定資産税の特例措置が適用される場合があります。

●家屋を取り壊した場合

取り壊した年は課税されますが、届け出をした翌年からは課税されません。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合

取り壊した家屋の床面積の大小にかかわらず、税務課に「家屋異動申告書」を提出してください。後ほど、職員が現地を確認します。

○登記されている家屋の場合

該当する家屋の所在地を管轄する法務局で建物滅失登記をする必要があります。登記が完了すると、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

●家屋を新築、増築した場合

家屋が完成した年の翌年から課税されます。職員が評価額算出のための調査に伺います。調査の内容は、家の間取りや最終的な各部屋の仕上げなどの確認になります。調査の時間は、およそ1時間30分程度です(床面積の大小により変わります)。

基本的に職員が文書や電話などにより日程を調整しますが、連絡をいただければ随時調査に伺います。

●家屋の所有者が変わった場合

届け出により、取得した年の翌年から課税されます。

○登記が遅れる場合または未登記家屋の場合

相続や売買などで所有者が変わった場合は、税務課に「家屋異動申告書」を提出してください。新たな所有者を確認した上で、翌年から課税します。

○登記されている家屋の場合

法務局で所有権移転登記をすると、法務局から町へ通知が届きますので、町への届け出は必要ありません。

※これらの異動について届け出がない場合、事実の把握が困難になります。必ず届け出をしてください。

また、家屋の新増築や取り壊しは、住宅用地に対する課税標準の特例に関係することがあります。

※住宅用地に対する課税標準の特例

住宅の敷地に使用されている一画地を住宅用地といいます。住宅用地については、その税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。特例額は次のとおりです。

○小規模住宅用地 住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートル以下の土地。課税標準額は、土地の決定価格の6分の1。

○一般住宅用地 住宅の敷地で住宅1戸について200平方メートルを超える部分で、住宅の総床面積の10倍までの土地。課税標準額は、土地の決定価格の3分の1。※10倍を超える部分の土地については、住宅用地の適用はありません。

固定資産税の適正な課税のため、毎年4月に送付する課税資産(土地・家屋)明細書を確認し、必ず届け出をしてください。

登記については、法務局、司法書士や土地家屋調査士に相談してください。

●問い合わせ先 福島地方方法務局若松支局 ☎ (27) 1501

税務課 賦課業務 ☎ (62) 2113

猪苗代警察署管内の犯罪・交通事故発生状況(平成23年9月30日現在)

1 犯罪発生状況

町村別	年別	平成23年	平成22年	増減	増減率%
猪苗代町		58	69	-11	-15.9
磐梯町		10	14	-4	-28.6
裏磐梯		7	11	-4	-36.4
計		75	94	-19	-20.2

町村別 罪種別	猪苗代町		磐梯町		裏磐梯	
	23年	22年	23年	22年	23年	22年
窃盗犯計	49	56	9	10	7	10
空き巣		2				4
金庫破り						
事務所荒らし						
出店荒らし	4		1			
倉庫荒らし		1				
侵入盗その他	2	2	1		1	1
置き引き				1		
車上ねらい	3	4	1		2	1
部品ねらい	1					
脱衣場ねらい	3	3				
自販機ねらい		3				
万引き	13	12				
職場ねらい		2				
さい銭盗	1	1				
畑荒らし						
スキー・スノーボード盗	7	4	2	7	1	2
非侵入盗その他	4	16	4	1	3	2
自動車盗		1				
オートバイ盗						
自転車盗	11	5		1		
その他の乗り物盗						
暴行・傷害		1		1		
詐欺・横領	3	3				
遺失物等横領		1				
器物損壊	4	6		2		
その他の刑法犯	2	2	1	1		1
総計	58	69	10	14	7	11
増減		-11		-4		-4

◎関係機関と地域住民が一体となって犯罪の抑止に取り組んでいきましょう。

2 交通事故状況

死亡事故	1	0	0	0	0	0
増減		1		0		0
人身事故	60	61	5	12	1	5
増減		-1		-7		-4

◎PM4ライトオン。夕暮れ時の事故が目立つ季節です。早めにライトオン!

◎歩行者の皆さん。夜は反射材を着用し、光り輝く目立つ格好で歩きましょう。

募 集

就職希望の障害者と求人企業の出会いの場に

就職を希望する障害者と求人企業が一堂に会し、面接の場を設ける「障害者就職面接会」を開催します。

- 開催日時 11月29日(火) 午後1時30分～午後4時
 - 開催場所 会津アピオスペース (会津若松市インター西90)
 - 参加予定企業数 約25社 ※詳しくは下記まで問い合わせください。
- ◎ハローワーク会津若松 専門援助部門 ☎(26)3333

求職活動中の皆さんの暮らしと仕事に安心を

求職活動中の生活や就労などの相談に乗ります。生活資金、住居情報、就職支援や能力開発など、内容に応じた関係機関と連携し、さまざまな支援を行います。電話での相談にも対応しますので、お気軽に相談してください。

- ◎ふくしま求職者総合支援センター【福島窓口】福島市三河南1-20 コラッセふくしま 2階 ☎024(525)2510 開所時間 月曜日～土曜日 午前10時～午後6時30分 (水・日・祝日と年末年始は休所)
- ◎郡山窓口】郡山市島2丁目402 ふくしま地域共同就職支援センター内 ☎024(995)5057

開所時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (土・日・祝日と年末年始は休所)

消 防

大切な命を救えるのはあなたの応急手当です

あなたの大切な人が突然倒れました。大切な命を救うために「あなた」の力がが必要です。

猪苗代消防署では、毎月第2土曜日の午前9時から「町民救急講座」を開催しています。誰かを「救う力」を身につけませんか。



写真は、町職員が受講した、普通救命講習の様子。心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用法などを学びました

●6月1日から、既存住宅でも住宅用火災警報器の設置が義務化されました。設置が義務付けられたのは、「寝室」と2階に寝室がある場合の「階段室の天井」です。

火災による被害を最小限に抑え、大切な命と財産を守るため、まだ設置をしていない人は、早めに取り付けてください。

◎猪苗代消防署 ☎(62)4433

お知らせ

建設業を営む事業主と働く人の幸せのために

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場の労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の皆さんが、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払う、業界全体での退職金制度です。

加入できるのは建設業を営む事業主で、対象となるのは建設業の現場で働く労働者。掛金は月額310円です。

- 特徴

 1. 国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です
 2. 経営事項審査で加点評価の対象になります
 3. 掛け金の一部を国が助成します
 4. 掛け金は事業主負担ですが、法人は損金、個人では必要経費として扱われます。税法上全額非課税です
 5. 事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。

●建退共制度の特例措置
建退共では、地震などで災害救助法が適用された皆さんに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

●事業主の皆さんへ
・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて、適正に貼付してください。
・「建設業退職金共済手帳」を持っている労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するように指導してください。

「建退共」のホームページには、制度説明用動画やQ&Aなどが掲載されています。ぜひアクセスしてご覧ください。詳しくは、最寄りの建退共支部にお問い合わせください。

◎建退共 福島支部 ☎024(523)1618

電話帳のリサイクルにご協力をお願いします

N T T東日本では、12月中に新しい福島県版の電話帳を、各家庭や事業所などに届けます。現在お使いの電話帳は、新しいものを届けた際に回収しますので、配達員にお渡しください。

配達時不在などで配達員に電話帳を渡せなかった場合、下記のタウンページセンタに連絡をいただければ、後日、改めて回収に伺います。

◎タウンページセンタ ☎0120(506)309(フリーダイヤル) (平日 午前9時～午後5時)

本当に必要な人が使いやすい駐車場づくりを

県では、車いすマークのある駐車スペースの適正利用を図るため、利用証を発行する「おもいやり駐車場利用制度」を実施しています。

この制度に茨城県が加わり、23年10月1日から、福島・山形・栃木・群馬・茨城の5県の協力施設(茨城県は全ての車いすマークの駐車場)で利用できるようになりました。

今後も、本当に必要な人が利用できるようにご協力をお願いします。詳しくは、利用証の申請・交付窓口にお問い合わせください。

◎保健福祉課 社会福祉業務 ☎(62)2115
会津保健福祉事務所 高齢者支援チーム ☎(29)5272
県高齢福祉課 ☎024(521)7197

今月の納期	納期限11月30日)
●国民健康保険税 5期分	●介護保険料 5期分
●後期高齢者医療保険料 4期分	●上下水道使用料 11月分

プライバシー保護のため、ホームページ掲載分の
消息欄は削除しました。ご了承ください。

※広報に氏名の掲載を希望されない場合は、窓口に申し出ください。

善意をありがとうございます

- ◎災害復興協力金として
猪苗代歌謡教室 (江花一成代表) 111,248円
花柳流みほ乃会 (花柳寿美衛師匠) 100,000円
- ◎社会福祉事業協力金として
佐藤マツさん(中ノ沢) 10,000円
- ◎教育振興協力金として
極真空手道連盟極真館福島県支部 (会津支部長田中寅雄) 30,000円

町の人口

23年10月1日現在の現住人口	
人口	15,862人
世帯数	4,991戸
出生	10人
転入	30人
死亡	16人
転出	20人

編集後記

▼数年前から準備が進められていた、正之公の生誕400年の記念行事、保科正之公の生誕400年を祝う集いが、学びいなど開かれた。震災以降、正之公のリーダーシップが見直されていることも相まって、会場はあつという間に満席となった。何百年も後に暮らす領民に、こんなにも慕われていることを正之公も喜んでいるに違いない。

▼天高く馬肥ゆる秋。ことしも肥ゆるのは馬だけではない。健康診断の結果、これまで見かけたことのない文字を見つけた「肥満」。もう一度イメージし直してみると、

何百年も後に暮らす領民が、こんなにもだらしない体形をしていることを正之公も嘆いているに違いない。(大坂)